

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	被災者台帳及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、被災者台帳及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和4年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	災害対策基本法に基づき、災害時に、被災者の支援を実施するための被災者台帳を作成するほか、おびひろ避難支援プランに基づき、平時より被災者台帳及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。 帯広市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)の規定に基づき、被災者台帳の作成に関する事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	被災者支援システム、宛名管理システム、番号連携サーバー、中間サーバー、災害時要援護者避難支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者支援ファイル、避難行動要支援者ファイル、個別避難計画ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一(項番36の2)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法別表第二 (別表第二による情報提供の根拠) ・本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (別表第二による情報照会の根拠) ・別表第二(項番56の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	帯広市総務部危機対策室危機対策課
②所属長の役職名	危機対策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部組織人事室ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は帯広市総務部危機対策室危機対策課(電話0155-65-4103)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部危機対策室危機対策課(電話0155-65-4103)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5-②	総務課長 高坂克彦	総務課長	事後	人事異動による所属長変更
平成31年4月1日	II-1	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
平成31年4月1日	II-2	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	計数の時点変更
令和2年8月5日	表紙	令和1年6月28日		事前	
令和2年8月5日	I-5-①	帯広市総務部総務課	帯広市総務部危機対策室危機対策課	事前	
令和2年8月5日	I-5-②	総務課長	危機対策課長	事前	
令和2年8月5日	I-7	帯広市総務部行政推進室(電話0155-65-4112) 又は帯広市総務部総務課(電話0155-65-4103)	帯広市総務部総務室総務課(電話0155-65-4101)又は帯広市総務部危機対策室危機対策課(電話0155-65-4103)	事前	
令和2年8月5日	I-8	帯広市総務部総務課	帯広市総務部危機対策室危機対策課	事前	
令和2年8月5日	II-1	平成31年4月1日時点	令和2年8月3日時点	事前	
令和2年8月5日	II-2	平成31年4月1日時点	令和2年8月3日時点	事前	
令和2年8月5日	IV-8	内部監査	自己点検	事前	
令和3年6月1日	II-1	令和2年8月3日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II-2	令和2年8月3日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II-1	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年3月10日	I-1	被災者台帳に関する事務 基礎項目評価書	被災者台帳及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和4年3月10日	I-1	災害対策基本法に基づき、災害が発生した場合に、被災者の支援を実施するための被災者台帳を作成する。	災害対策基本法に基づき、災害が発生した場合に、被災者の支援を実施するための被災者台帳を作成するほか、おびひろ避難支援プランに基づき、平時より被災者台帳及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。	事前	
令和4年3月10日	I-2	被災者支援ファイル	被災者支援ファイル、避難行動要支援者ファイル、個別避難計画ファイル	事前	
令和4年3月10日	II-1	令和3年6月1日時点	令和4年3月2日時点	事前	
令和4年3月10日	II-2	令和3年6月1日時点	令和4年3月2日時点	事前	
令和4年6月15日		令和4年3月2日時点	令和4年6月15日時点	事前	